科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年6月4日現在

機関番号: 14701 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2009~2011 課題番号:21530839

研究課題名(和文)三位一体改革後の高校職業教育行財政の設置者負担主義と国庫補助の関係

に関する研究

研究課題名(英文) A study on the burden between installation personnel of school and national treasury in administration and finance for vocational education in upper secondary level after reform of the Three Major Policies

研究代表者

佐藤 史人 (SATO FUMITO) 和歌山大学・教育学部・教授 研究者番号:80324375

研究成果の概要(和文):

小泉政権下における三位一体の改革では、高校職業教育に対する施設設備の補助金も地方交付税とした。そのため、都道府県などでは独自に使途を決めることができ、その裁量の幅が広がった。本研究では、この改革後いくつかの自治体について調査し、その実態を把握し、その特徴を明らかにするとともに、高校職業教育における今回の改革の意味を考察した。

研究成果の概要 (英文):

Reform of the Three Major Policies under the Koizumi administration made the system of finance for vocational education in upper secondary level. Therefore, All prefectures and government ordinance cities get independence lights of purpose for spending for fee of vocational education. In this study I investigated some local self-governing bodies and solved some feature. And I tried to found out a few meaning of this reform in administrative and financial system for vocational education.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009年度	1, 000, 000	300, 000	1, 300, 000
2010年度	700, 000	210,000	910, 000
2011年度	700, 000	210,000	910, 000
年度			
年度			
総計	2, 400, 000	720, 000	3, 120, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:教育学、教育学

キーワード:職業教育、教育行財政、地方分権、三位一体の改革、教育条件整備

1. 研究開始当初の背景

(1) 産業教育振興法 (1951 年法律第 228 号、以下産振法とする。) は、産業教育の振興を目指し、職業教育行財政制度の根拠となってきた。技術教育や職業教育は、その性質上施設・設備の整備が教育内容・方法、さらにいえば授業内容そのものに直接影響するので、これを蔑ろにして教育の成果や効果を高め

ることは不可能である。産振法による職業教育行財政制度は、これまで半世紀以上も継続された制度であった。教育現場、とりわけ高校職業学科等では、この制度の恩恵によって、戦後の物的教育条件整備が充実促進されたことは定説となっている。

(2)「三位一体の改革」は、全般的な教育費削減を目的とした施策の一環として、教育関

係の多くの財源補助立法が廃止された。産振法についてみれば、当初は産業教育に関する設備について(H17年改正)、次いで施設について公立高校専門学科に対する助成条項が削除(H18年改正)、すなわち国庫補助が廃止された。これに伴って「産業教育に関する施設及び設備の基準」も廃止された。

(3)産振法による従来の助成に相当する財源は、地方交付税の積算基礎に組み込まれ、一般財源化された。これまでの国庫補助を地方交付税交付金に移行し、地方公共団体の裁量に委ねて地方分権を推進することであったが、地方公共団体の実際の予算編成・執行では、高校職業教育への手当を増すこともある一方で、他の分野への流用・転用も行われる事態となった。

2. 研究の目的

高校職業教育の教育費の都道府県別の実態を調査することを通して、各県の行財政モデルの特徴を分析・検討し、更に「三位一体の改革」による地方分権化時代における教育行財政制度のあり方を解明することを目的としている。

3. 研究の方法

- (1) 都道府県の高校職業教育費のうち設備、施設の別に制度改革前後の実態を調査する。 (2) 国庫補助の基準であったいわゆる「財政補助基準」が廃止された後、各県における独自の基準策定の動向を可能な限り教育現場の実態に即して調査する。
- (3)上記の作業課題の成果に基づき、高校職業教育の行財政制度の特徴について分析・検討を行う。

4. 研究成果

具体的な調査事例として、和歌山県と会愛知 県の例を以下に示す。

(1) 和歌山県における産業教育費の支出状況 ①施設費

産振法による施設に対する国庫補助が廃止された2006年の改正前後の和歌山県の施設費は、2002年度一般施設としての南部高校果樹収納調整室建築工事のみであり、この総額は20,160千円であった。工事費の内訳は県費13,440千円、産振法による国庫補助費6,720千円であり、補助率は1/3であった。その後産振法改正までに国庫補助を受ける施設工事は和歌山県ではなかった。2007年度には一般施設として新翔高校実習棟建築工事があり、この総額は229,067千円であった。工事費の内訳は県費152,712千円、「安全・安心な学校づくり交付金事業」による国庫補助費76,355千円であり、補助率は1/3であった。以上の2事業については、国庫補助の根拠が変更されてい

るものの、産業教育費への国庫補助は継続しており、補助率も変更がないといえる。

②設備費

産振法による設備に関する国庫補助が廃止された時期までを概観すると、事業費名は2006年度までは「国庫補助事業」、2007年度からは「交付金事業」となっている。補助率は改正前後ともほぼ1/3となっている。年度によって総額は変動しており、これは国庫補助制度の改革によるものではなく、当該年度における設備整備の必要性または県の財政状況に由来しており、実質的には制度改革後も施設に関する事業は継続している。

(2) 愛知県における産業教育費の支出状況 ①施設費

産振法による施設に対する国庫補助が廃止された2006年の改正前後の愛知県の施設費は2004年度2件、総額77,198千円(事務費を含む。以下同様。)であった。これは鶴城丘高校の農業機械実習棟建設工事と産業教育施設建設工事である。補助率は1/3である。2005年度は6件、総額432,661千円であった。このうち4件は杏和高校・知多翔洋高校・海翔高校・常滑北高校に総合学科を設置することに伴う産業教育施設建設工事であり、その他は豊田東高校の産業教育施設建設工事と渥美農業高校の実験温室建設工事の2件であった。補助率はそれぞれ1/3である。

改正後の2006年度は3件、総額1,035,459 千円であった。このうち豊田東高校の産業教育施設建設工事は昨年度からの継続事業であったので、従来通り国庫補助による支出となった。その他は起工業高校の特別装置と三谷水産高校の実習船と常滑高校の特別装置とご谷水産高校の実習船と常滑高校の特別装置であり、これらは国庫補助ではなく交付金からの支出と初めてなっている。国庫補助と交付金のいずれの場合も補助率は1/3となっている。2007年度は稲沢高校の堆肥製造装置・温度計の1件のみで、15,000千円であった。2008年度は刈谷工業高校の自動制御実習装置・手持工具の1件のみで、10,499千円であった。補助率はそれぞれ1/3である。

産振法改正前後の愛知県の産業教育施設等への支出は、総額だけを見れば交付金制度へ移行した2006年度に最も多くなっている。しかし、2006年度の施設費の内訳は、以下の通りである。(単位千円)

豊田東高校 67,137 起工業高校 14,472 三谷水産高校 941,850

常滑高校 12,000

豊田東高校は継続事業により国庫補助であり、三谷水産高校は実習船なので、「安全・

安心な学校づくり交付金事業」からの支出である。従って、当該年度の施設費のうち、県費からの支出に基づく事業は起工業高校と常滑高校の2件であり、総額はわずか26,472千円であったことがわかる。それ以前の2カ年との比較でも明らかに減額していることがわかる。2007年度以降は事業数の減少及び支出金の減額となっており、産業教育費の縮小が顕在化している。

②設備費

同様に、産振法による設備に関する国庫補助が廃止された2006年の改正前後の愛知県の支出は以下の通りである。(単位千円、千以下は切り捨て。)

歳出決算額

2004年度 119,878

国庫補助事業 76.626 県単独事業43,252

2005年度 136,301

2006年度 78,622

2007年度 67,155

2008年度 67,543

事業費名は2004年度までは「国庫補助」事業及び「県単独」事業となっており、交付金制度になった2005年度以降は「県単独」事業となっている。2004年度の補助率は1/3となっているので、補助金を除く県費からの実際の支出は94,336千円と推定される。翌2005年度は増額しているが、2007年度以降は半減していることがわかる。

(3)以上のような調査の結果から解明されたことは以下の通りである。

①今後の職業教育の展望

「三位一体の改革」の名の下に追求された ことは、財政の圧縮であった。二度にわたる 産振法改正により、高校職業教育の物的条件 整備に関する直接助成の制度が、教育の物的注 整備に関する直接助成の制度が、教育るとは、 を実備にいうちに廃門的なれた容を実践がある。と であったという。というであり、というであり、というであり、 を実現するに関するというの事では、 を実現するがありいる。 がは、きないでは、 ではいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 をといるのでは、 をといるのでは、 をといるのでは、 をといるのでは、 をといるのでは、 をといるのでは、 をといるのでは、 をといるのでは、 をといるのでは、 をはいるのでは、 をはいるのではいるのでは、 をはいるのでは、 をはいるのでいるのでは、 をはいるのでは、 をはいるのでは、 をはいるのでは、 をはいるのでは、 をはいるのでは、 をはいるのでいる。 をはいるのでは、 をはいるのでは、 をはいるのでは、 をはいるのでは、 をはいるのでは、 をはいるのでは、

またこの国庫補助の廃止は、施設・設備に 関する全国的な財政補助「基準」の廃止をも 同時に引き起こす。都道府県では施設・設備 への財政支出の際に、これまで通り高校職業 教育の質を高めるための教育条件整備が目指 されるか懸念される。

②国庫補助制度の根拠

実質的な財源制度として引き継がれた「安全・安心な学校づくり交付金制度」は「学校施設の耐震化の推進」を第一の目的として創設されており、産業教育への補助事業よる制度に比べ「産業教育の推進」というを表している。産振法に旨がでは、これは単なるでは関連法令はあるに、安全・安心な制度」には関連なるため、これは単なるではなくなった。財源ではなくなった。財源ではなくなったといえよう。制度上は全球では、これはその根を引きなるに対している。

③地方自治体における産業教育行財政の理念 とシステム構築の必要性

「三位一体の改革」の趣旨は地方分権の推進であり、地方自治の基盤のひとつである財源は交付金によって保障し、その実施は地方自治体の責任によるものとされた。この趣旨に照らして考えれば、地方における職業教育行財政はそれぞれの事情や要求等に応じて、独自の理念や方針が必要であろうし、それを具現化するシステムが必要となる。

和歌山県の事例に見たように、現状では制度改革後も従前の仕組みを継承しているに過ぎず、独自の行財政が実現できているとはいえない。一方、愛知県では県産業教育審議会が専門高校における職業教育振興を打ちれているにも拘わらず、教育費は削減されている。削減の理由や経緯に関してはさらに詳細な調査が必要であるが、交付金の使途は教育委員会の取り扱いを超えており、審議会の意向や方針が及ばないことは十分推測できる。産業教育振興のためには、いまこそ地方自治体独自の行財政の理念とシステム構築が望まれる。

④地方自治体における職業教育の可能性

「三位一体の改革」においては、従来の国 庫補助は地方交付税による代替をもって維持 することとなっている。いわば地方の財源が 「紐付き」から「自由化」したとみることが できる。教育費は設置者負担主義、地方分権 主義が原則であり、今回の制度改革は国の統 制や制約から免れ、地方自治体の主体的・自 立的な行財政制度確立の契機と捉え、高校職 業教育の物的教育条件整備が地方自治体の責 任の下、発展することを期待したい。

⑤戦後の職業教育行財政の大きな転換

三位一体の改革は産業教育振興法を改正し、 戦後の高校職業教育行財政制度の抜本的な改 革と位置づけられる。この改革は地方自治体 の裁量権を発揮できる可能性を生じさせ、そ の意味では、地方分権化を推進するひとつの 取り組みとなっている。その一方で、職業教 育費の削減や他の費目への転用も自治体の判 断によって行えるために、職業教育費として の財源が減少する可能性も同時に持ち合わせ ることとなった。

⑥今後の展開への注視

実際に調査した都府県においては、改革前の予算規模・事業内容が継承されており、劇的な変化は見られなかった。調査によって明らかになった事から見れば、これは当該自治体において今回の改革の趣旨及びその実際的な運用について理解が進んでおらず、実際の制度変更にまで至らなかったとみられる。今後も引き続き各自治体の動向を調査すべきである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

「雑誌論文」(計7件)

- ① 荻野和俊、<u>佐藤史人</u>、高校工業教育における長期の就業体験(インターンシップ)の可能性と限界、和歌山大学教育学部紀要(教育科学)、査読無し、第62集、2012、137-144
- ② 北川真也、<u>佐藤史人</u>、商業教育における 「キャリア教育」・「職業教育」に関する 研究、和歌山大学教育学部紀要(教育科 学)、査読無し、62集、2012、153-158
- ③ <u>佐藤史人</u>、高校職業教育の意味、産業と 教育、査読無し、No. 707、2011、2-7
- ④ <u>佐藤史人</u>、高校普通科における職業教育・キャリア教育に関する現状と課題、 和歌山大学教育学部附属教育実践総合センター紀要、査読無し、No. 20、2011、23-29
- ⑤ <u>佐藤史人</u>、産振法による高校職業教育の施設・設備に関する基準の変遷と産振法改正による産業教育費補助法制の変化、技術教育研究、査読有り、別冊 4 号、2010、82-90
- ⑥ <u>佐藤史人</u>、長野県における産業教育総合 計画に関する実証的研究、和歌山大学教 育学部紀要(教育科学)、査読無し、第 60集、2010、61-72
- ⑦ <u>佐藤史人</u>、産業教育振興法改正と高校職 業教育費問題、農業教育研究、査読無し No. 32、2010、43-46

〔学会発表〕(計5件)

① <u>佐藤史人</u>、教育の職業的意義、平成23年 度日本商業教育学会関西部会・兵庫支部 共催研究会 シンポジウム、2011.7、流通 科学大学

- ② <u>佐藤史人</u>、今後の学校におけるキャリア 教育・職業教育の在り方について、平成 22年度日本商業教育学会関西部会・兵庫 支部共催研究会、2010.11、大手前大学
- ③ <u>佐藤史人</u>、地方における高校職業教育費 に関する研究、日本産業教育学会第51回 大会 高校職業教育部会、2010.10.17、 東海学園大学
- ④ 佐藤史人、日本産業教育学会第51回大会シンポジウム、2010.10.17、東海学園大学
- ⑤ 佐藤史人、産業教育振興法改正後の地方 公共団体における高校職業教育費に関す る実証的研究 - 和歌山県の事例に即し て一、日本産業技術教育学会近畿支部第 26 回大会、2009. 12. 17、京都教育大学

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐藤 史人 (SATO FUMITO)

和歌山大学・教育学部・教授 研究者番号:80324375

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

研究者番号